

令和4年4月1日

令和4年度 福岡市新規創業促進補助金募集要項

1. 補助金の概要

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響下における新たなチャレンジを行う創業者を後押しし、創業の裾野を広げるため、国の特定創業支援等事業を活用して登録免許税半額軽減を受けた方に対し、市独自の支援として残りの半額相当額を支援します。

(2) 補助額

株式会社設立の場合 ：一律7.5万円
合同、合名、合資会社設立の場合 ：一律3万円

2. 補助対象者

補助対象者は、以下のすべての要件を満たす方とします。

- (1) 事業を営んでいない個人、あるいは開業届の提出日から5年を経過していない個人事業主。
- (2) 福岡市より特定創業支援等事業の受講の証明を受けた方 (※)。
- (3) 令和4年4月1日以降に、福岡市の特定創業支援等事業の証明書を活用し登録免許税半額軽減を受けて新たに会社を設立する方。
- (4) 新たに設立する会社の本社が福岡市内の方。
- (5) 新たに設立する会社以外に、経営に携わっている会社がない方。
- (6) 暴力団員もしくは暴力団と密接な関係を有する者ではない方。
- (7) 福岡市の市税及び延滞金等を滞納していない方。

※特定創業支援等事業について、詳しくは次ページの「4. 補助金交付までの流れ」
(1) 特定創業支援等事業の受講」をご確認ください。

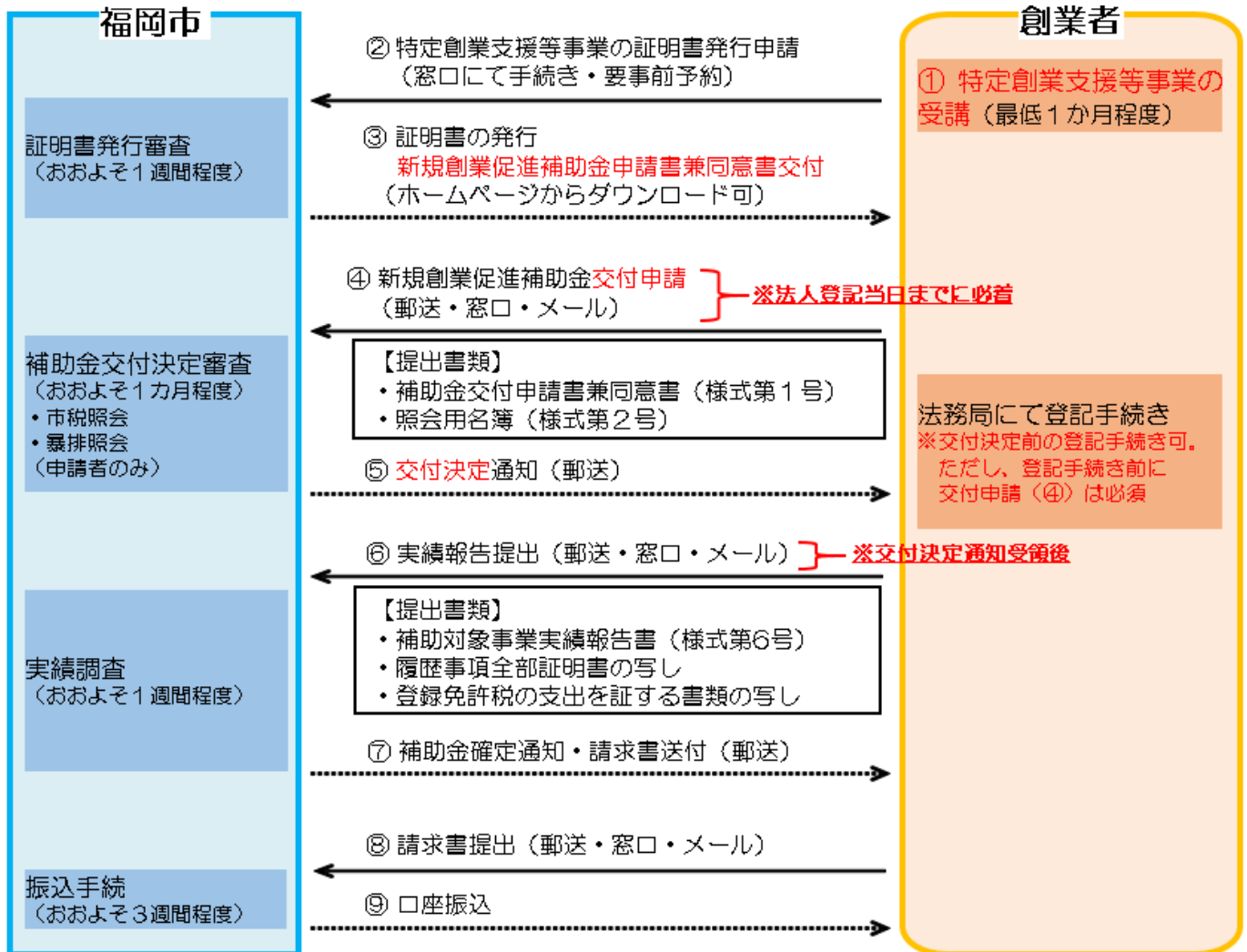
3. 受付期間

令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで(必着)。

注意事項

- ・法人登記手続の「当日まで」に本補助金の申請をする必要があります。
- ・法人登記「後」の申請では、補助金の対象になりません。
- ・予算に限りがあるため、申請状況によっては、募集期間内でも終了する場合があります (先着順)。

4. 補助金交付までの流れ



(1) 特定創業支援等事業の受講

創業に必要な4つの知識(経営、財務、販路拡大、人材育成)が学べる事業です。受講には最低約1か月を要します。受講場所等、詳細につきましては福岡市ホームページにてご確認ください(図①)。

福岡市 特定創業支援等事業

検索

福岡市ホームページ
「特定創業支援等事業」



(2) 証明書の発行申請

特定創業支援等事業の受講終了後、証明書申請窓口へ事前予約の上、証明書の発行申請を行ってください(図②)。

証明書申請窓口

福岡市 経済観光文化局創業支援課 092-711-4455 (平日 9:00~17:00)

(3) 申請書類の入手方法

特定創業支援等事業の証明書を発行する際に、あわせて本補助金の申請書類をお渡しします（図③）。

※本補助金の申請書類は福岡市ホームページからもダウンロードできます。

詳しくは次ページの「5. 申請書類のダウンロード先」をご確認ください。

(4) 申請方法と注意事項

【申請に必要な書類】

- 福岡市新規創業促進補助金交付申請書兼同意書（様式第1号）
- 照会用名簿（様式第2号）

窓口、メール及び郵送にて申請を受け付けます（図④）。

【窓口申請の注意事項】

電話予約の上、お越してください。

【メール申請の注意事項】

- ・様式第1号はPDF、様式第2号はWordのファイル形式でお願いします。
- ・本人確認のため、身分証明書（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）の写しも添付してください。
- ※マイナンバーカードの場合は表面のみ添付してください。マイナンバーが記載された裏面の写しは受け取ることができません（個人情報安全管理の為）。
- ・メールで送信後、不着を防ぐため下記【申請先】に電話してください。

【郵送申請の場合】

- ・本人確認のため、身分証明書（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）の写しも同封してください。
- ※マイナンバーカードの場合は表面のみ同封してください。マイナンバーが記載された裏面の写しは受け取ることができません（個人情報安全管理の為）。
- ・封筒には差出人の住所及び申請者名を明記してください。
- ・レターパックや簡易書留等郵送物など追跡可能な方法での郵送を推奨します。
- ・郵送後、不着を防ぐため下記【申請先】に電話してください。

【申請先】

福岡市役所 経済観光文化局 創業・立地推進部 創業支援課

メールアドレス：shinkisougyou@city.fukuoka.lg.jp

TEL：092-711-4455（平日9：00～17：00）

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所本庁舎14階

(5) 申請後

内容を審査し、適正と認められる場合は「交付決定通知」を郵送します(図⑤)。

(6) 実績の報告

法人登記後に実績の報告をしてください(図⑥)。

【受付期間】

令和5年3月31日(金)まで(必着)。

※期日までに実績の報告が行われない場合、補助金交付を取り消します。

【報告に必要な書類】

- 福岡市新規創業促進補助金補助対象事業実績報告書(様式第6号)
- 設立した会社に係る履歴事項全部証明書のコピー …法務局にて発行
- 登録免許税のお支払い実績がわかる書類のコピー …領収書の写し等

※様式第6号は福岡市ホームページからもダウンロードできます。

詳しくは「5. 申請書類のダウンロード先」をご確認ください。

【実績の報告方法】

窓口、メール及び郵送にて報告を受け付けます。

報告方法は「4. 補助金交付までの流れ(4) 申請方法と注意事項」と同じです。

(7) 補助金の振込

実績報告の内容を審査し、適正と認められる場合は「補助金確定通知」及び福岡市宛の「請求書」の様式(※)を郵送します(図⑦)。

振込を希望される口座の情報を記載の上、請求書を提出してください(図⑧)。

提出方法は「4. 補助金交付までの流れ(4) 申請方法と注意事項」と同じです。

福岡市が請求書を受け取り次第、補助金の振込手続きを行います(図⑨)。

※請求書の様式は福岡市ホームページからもダウンロードできます。

詳しくは「5. 申請書類のダウンロード先」をご確認ください。

5. 申請書類のダウンロード先

福岡市ホームページ
「令和4年度新規創業促進補助金」

令和4年新規創業促進補助金の
申請書類、実績報告書類、請求書
のダウンロードはこちらから



下記★マークがダウンロード可能な書類となります。

(1) 法人登記手続き「前」の補助金申請に必要な書類

- ★ 福岡市新規創業促進補助金交付申請書兼同意書（様式第1号）
- ★ 照会用名簿（様式第2号）

(2) 法人登記「後」の実績報告に必要な書類

- ★ 福岡市新規創業促進補助金補助対象事業実績報告書（様式第6号）
 - ・ 履歴事項全部証明書のコピー（福岡市法務局から発行されます）
 - ・ 登録免許税のお支払い実績がわかる書類のコピー（領収書等）

(3) 実績報告後の補助金の請求に必要な書類

- ★ 請求書

6. その他

(1) 補助金交付決定後でも、申請内容に虚偽があった場合等は、補助金の交付決定が取り消されることがあります。また、交付決定を取り消された場合において、すでに補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部を返還して頂きます。

(2) 「市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないこと」の確認にあたり、福岡市税務担当課に市税等の課税及び納付状況について照会を行います。

(3) 申請者の個人情報について、申請者が暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないことを照会するため、福岡市及び福岡県警察に提供します。

(4) ご提出いただいた申請書類一式は返却しません。

(5) 新規創業促進補助金を受けた方には、年1回程度メール等にてアンケートを行います。ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

(6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、社内において新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の導入に努めてください。

新型コロナウイルス接触確認アプリについて（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html



(App Store)



(Google Play)



新型コロナウイルス接触
確認アプリについて
(厚生労働省 HP)